

鳥取県個人情報保護条例の改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年8月19日
県民参画協働課

鳥取県個人情報保護条例の見直しに当たり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間 令和4年7月28日(木)から8月10日(水)まで(14日間)
- (2) 意見募集方法 とりネット、新聞広告、電子アンケート、県の主要機関及び市町村窓口
- (3) 意見総数 14件(提出者10名)
- (4) 主な意見と対応方針

<対応の区分> 盛込済(◎) 反映(○) 今後検討(△) その他(ー)

主な意見の概要	対応案	対応
死者の個人情報について、法律で保護されないのであれば、条例で保護し、適切に取り扱ってほしい。	県では独自に条例で死者(死後)の個人情報を保護するための制度を設ける。	◎
最近、県の個人情報の漏えいのニュースをよく目にするので、個人情報の管理をしっかりとしてほしい。	県では、個人情報保護に関する研修、業務適正化(内部統制)における各所属での自己点検、近年流出事故が発生した所属等への実地検査、ヒアリング等を行い、不適切な取扱いとならないよう努めている。引き続きこの取り組みを徹底する。	◎
個人情報保護条例の改正に連動して情報公開条例の改正も行われるとのことだが、鳥取県独自で積極的に情報開示に取り組んできた条例の趣旨を損なうことがないようにしてほしい。	今回の情報公開条例の改正により、開示範囲が狭まることはない。引き続き積極的な情報開示に努める。	◎
条例の名称を「鳥取県の保有する個人情報の保護について職員に義務を課す条例」としてはどうか。	本条例は県が保有する個人情報の取扱い全般について規定する条例であることから、条例の名称は「鳥取県個人情報保護条例」とするのが適切であると考えている。	ー
自分の個人情報を県が保有しているかどうか分かるようにしてほしい。	本県では、改正個人情報保護法において義務付けられる、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿の作成・公表に加え、1,000人未満の個人情報ファイルについても、独自の条例個人情報ファイル簿を作成・公表し、県民が、県が保有する個人情報の取扱状況を知ることができるようする予定である。人数にかかわらず、県が保有する個人情報をどのように取り扱っているか説明・公表することは県として当然の責務と考えている。	◎
条例個人情報ファイル簿を作成・公表しても誰も見ないし、自らの個人情報がどのように利用されているかは、担当課に聞くなり、開示請求した方が早いので、絶対に要らないと思う。		ー

2 県政参画電子アンケートの概要

- (1) テーマ 個人情報保護制度に関する意識調査
- (2) 実施期間 令和4年8月4日(木)から同月15日(月)まで(12日間)
- (3) 対象 県政参画電子アンケート会員(701名)
- (4) 回答数 399名(回答率56.91%)
- (5) アンケート結果の概要

項目	回答	
個人情報保護制度全般について		
個人情報保護の問題について、どの程度の関心を持っているか。	1 関心がある 2 まあ関心がある 3 あまり関心がない 4 ほとんど（全く）関心がない 5 どちらとも言えない 6 わからない	37.6% 44.9% 10.3% 3.5% 3.0% 0.7%
県が個人情報保護を推進していくに当たって、どのような施策が必要か。	1 個人情報保護制度の普及啓発活動 2 県が保有する個人情報の安全管理措置（漏えい防止対策等）の徹底 3 県が保有する個人情報の取扱いルール（プライバシーポリシー）の公表 4 県が保有する個人情報の取扱いに関する相談窓口の充実 5 県内の事業者に係る個人情報の取扱いに関する相談窓口の充実 6 特になし 7 その他	20.7% 41.4% 21.1% 6.2% 6.1% 3.6% 0.9%
県が保有する個人情報の取扱いについて		
情報漏えい、目的外の利用、第三者への提供、不正な取得などが行われていないかなど、県行政における個人情報の取扱いについて不安を感じることもあるか。	1 強く感じる 2 ある程度感じる 3 あまり感じない 4 ほとんど（全く）感じない 5 わからない	17.3% 41.1% 27.6% 8.8% 5.2%
県が保有するビッグデータ（個人が識別できないよう加工した情報）の活用についてどのように考えるか。	1 豊かな県民生活の実現に資するものであれば、積極的に活用すべき 2 豊かな県民生活の実現に資するものであれば、必要最小限の範囲で活用してもよい 3 豊かな県民生活の実現に資するものであっても、活用しない方がよい 4 わからない	27.6% 54.4% 8.5% 9.5%
災害救助や防災、防犯のために県が保有する被災者や高齢者、障がい者の情報を、県内の他の自治体や自主防災・防犯組織といった関係団体と共有することをどのように考えるか。	1 災害救助や防災、防犯のためであれば、積極的に共有・活用すべき 2 災害救助や防災、防犯のためであれば、必要最小限の範囲で共有・活用してもよい 3 災害救助や防災、防犯のためであっても、共有・活用しない方がよい 4 わからない	24.1% 63.4% 8.0% 4.5%
自身が亡くなった後、残された県が保有する個人情報の取扱いについてどのように考えるか。	1 亡くなった後も引き続き自分の個人情報は適正に取り扱ってほしい 2 亡くなった後、自分の個人情報がどう取り扱われようが関心はない 3 わからない	85.2% 7.3% 7.5%
民間が保有する個人情報の取扱いについて		
情報漏えい、目的外の利用、第三者への提供、不正な取得などが行われていないかなど、民間における個人情報の取扱いについて不安を感じることもあるか。	1 強く感じる 2 ある程度感じる 3 あまり感じない 4 ほとんど（全く）感じない 5 わからない	35.3% 49.4% 9.3% 3.7% 2.3%

3 今後の予定

令和4年11月 条例改正案を11月定例県議会に提案

令和5年 4月1日 改正条例の施行